

タウンミーティング（市民・行政意見交換会）を開催します

本年第2回目となるタウンミーティングを6月下旬から7月にかけて、小学校区ごとに開催します。開催日時・場所等、詳しくは広報かさい6月号でお知らせします。

今回のタウンミーティングは、2部制で行います。1部は若い世代の方を中心に、2部は広く地域の皆さんに参加していただきたいと考えています。

前回（2月）は、行財政改革プランなどについて中学校区ごとに行いましたが、今回は地元の方々にテーマを決めていただき意見交換をします。

市からは、市長、副市長以下、テーマに関係する担当部長が出席します。



2月に行われたタウンミーティング

■テーマ（例）

- ・子どもを育む地域づくり
- ・若者が集う地域づくり
- ・高齢者が生きがいをもって暮らすまちづくり

	時間	意見交換の内容	対象者
第1部	18:00～19:00	子どもや若者に関すること	子どもを育てる世代、若者
第2部	19:15～20:30	地域づくりに関すること	地域の役員等

【問合せ】 ふるさと創造課・ふるさと創造係 ☎428706 FAX④1800 furuso@city.kasai.lg.jp

障がい者用駐車場を優先的に利用できる制度が開始

障がい者や高齢者など歩行が困難な方が、公共施設などの車イス使用者駐車区画を優先的に利用できる「兵庫ゆずりあい駐車場制度」が4月から始まりました。

利用にあたっては、兵庫県が交付する県内共通の利用証が必要です。窓口で障害者手帳などを示すことで利用証が交付されます（市役所での交付は10月から予定しています）。

一人ひとりのゆずりあいの心が大切です。必要な方が利用できるようご理解、ご協力をお願いします。

■対象駐車場

公共施設やショッピングセンター、病院など「兵庫ゆずりあい駐車場」の専用カラーコーン、もしくは案内標示がある駐車区画。対象施設は、県のホームページで閲覧可能です。

■交付対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人等で歩行が困難な方（兵庫県が定める手帳等級、要介護状態（高齢者）など基準に該当する方）。

■交付窓口

兵庫県加東健康福祉事務所福祉課（社総合庁舎・TEL 0795-42-9360）



案内標示

【問合せ】 地域福祉課・障がい者支援係 ☎428725 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

（特別）児童扶養手当額が4月分から変更されました

（特別）児童扶養手当は、前年度の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、その翌年度の手当額を自動的に改定する物価スライドが適用されています。

平成24年度の手当額は、平成23年度の消費者物価指数の比率がマイナス0.3%であったことから、以下のとおりマイナス改定となりました。8月の支払い（平成24年4月～7月分）から改定されます。

※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

■平成24年度児童扶養手当月額

区分		児童1人	児童2人	児童3人
手当月額	全部支給	41,430円	46,430円	49,430円
	一部支給	41,420円～9,780円	46,420円～14,780円	49,420円～17,780円

■平成24年度特別児童扶養手当月額

区分	1級	2級
手当月額	50,400円	33,570円

【問合せ】 地域福祉課・家庭児童支援係 ☎428709 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

特別支援児童就学・通所（園）援助金について

加西市は、心身に障がいのある児童が、施設・各種学校等へ通学・通所（園）・寄宿される際の費用に対して援助をしています。通学・通所（園）に介護が必要と認められる場合にも、あわせて援助金を支給します。

なお、この援助金は、通学・通所（園）・寄宿に要する費用を援助するもので、往復ともスクールバス利用者や自転車通学、入院中などの児童は該当しません。

■月額支給限度額表

対象者	学年等	
	幼・小中学部	高等部
通学・通所（園）児童	5,000円	2,500円
寄宿者への入所児童	3,000円	1,500円
付き添いの保護者	5,000円	2,500円

【問合せ】 地域福祉課・家庭児童支援係 ☎428709 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

ご確認ください。外国人住民の方へ仮住民票を送付します

7月9日に外国人登録制度が廃止されることに伴い、外国人住民の方も日本人と同様に住民票を作成します。それに先立って下記の対象者に、5月7日現在の外国人登録原票を基に仮住民票（記載事項通知）を作成し、5月中旬に送付しますので、記載内容の確認をお願いします。記載内容に誤りがある場合は、7月6日までに申し出てください。この仮住民票を基に住民票に移行します。なお、氏名が漢字表記の方で、日本の正字でない文字は、対応する日本の正字に換えて記載します。

■仮住民票の対象者

5月7日現在、加西市に外国人登録されている方で、7月9日において適法に3か月を超えて加西市に在住すると見込まれる方（短期滞在者等を除く）。

※住所変更や在留資格、在留期間に変更があったときは速やかに市へ届出をお願いします。

【問合せ】 市民課・市民年金係 ☎428720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp